

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和8年2月18日（水曜日） 午前10時45分 ～ 午前11時15分

2 件名

花巻市犯罪被害者等支援条例について

3 議事録

（岩間総合政策部長）

ただいまから、議員説明会を開催いたします。

本日の案件花巻市犯罪被害者等支援条例につきまして、市民生活部から説明をさせていただきます。

重茂市民生活部長。

（重茂市民生活部長）

「花巻市犯罪被害者等支援条例」について、資料に沿ってご説明を申し上げます。

資料1「花巻市犯罪被害者等支援条例の概要」をご覧ください。

はじめに、今回の条例制定の背景でございますが、国では、犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族、遺族、ここでは「犯罪被害者等」という表現を使わせていただきますけれども、そういった方々の権利利益の保護を図ることを目的に、平成17年に犯罪被害者等基本法を施行しました。基本法第5条において、「地方公共団体は、地域の状況に応じて犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、実施する責務を有するもの」と定めました。

また、県では、令和6年に「岩手県犯罪被害者等支援条例」を施行し、県条例第7条において、「市町村が犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、実施するために、必要な支援等を行う」と規定しました。

このような背景を踏まえまして、市では、犯罪被害者等が犯罪で受けた被害や影響から少しでも早く回復することができるよう、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民や事業者等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に「花巻市犯罪被害者等支援条例」を制定することとしたところでございます。

さらに、条例の制定に併せて、実際に市が行う具体的な支援策についても、現在、関係課と検討を進めているところです。

なお、本条例の制定に際して、県内外の先進地調査を行ったほか、花巻地区犯罪被害者等支援ネットワーク会議や公益社団法人いわて被害者支援センターからの意見聴取を行い、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

それでは次に、実際に「花巻市犯罪被害者等支援条例」に、どのようなことが記載されているか、条例の構成について、ご説明させていただきます。

第1条から第3条には、条例の目的や用語の意義、基本理念を、第4条および5条には、

市の責務や市民、事業者等の役割について記載しています。

第6条には、「相談及び情報の提供等」ということで、「市長は、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を総合的に行うための窓口を設置する」ということを記載しております。実際には要綱を別に定めることとさせていただきまして、その総合的な窓口を庁内のどの部署に設置するかということも含めて、詳細については検討を進めているところでございます。

第7条には、「経済的負担の軽減」ということで、「市長は、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するために、必要な支援を行う」ということを記載しております。こちらはいわゆる、犯罪被害者等への見舞金のことでございまして、第6条同様に要綱を別に定めることとさせていただくわけですが、例として挙げた盛岡市をはじめ、全国の条例制定市区町村のうち約9割の自治体で、遺族見舞金を30万円、重症病見舞金を10万円と設定し支給しているところと伺っているところです。

第8条以降については、その他、市が行う犯罪被害者等への必要な支援について記載しております。

資料1 ページ目の最後には、県内における条例制定に向けた現状について記載しております。昨年4月に県内の自治体で初めて、盛岡市が犯罪被害者等支援に関する条例を制定しました。同年12月には、紫波町、矢巾町で同様の条例を制定しておりますので、現時点では3市町において条例が制定されております。さらに、滝沢市や雫石町では、本市と同様に、本年4月の条例制定を目指して検討を進めていると伺っています。

資料2 ページは参考資料です。

参考1 「県内の犯罪被害に関する相談件数」について記載しております。

岩手県より「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けている、公益社団法人いわて被害者支援センターでは、事件や交通事故の被害者やその家族からの相談に対応するほか、病院や裁判所への付き添い支援、県民への広報啓発活動、支援者への研修などを行っています。令和6年度は、事件・交通事故等に関する相談が合計152件、性犯罪・性暴力に関する相談が合計404件寄せられたそうです。市町村別の相談件数は非公表ですが、花巻市民からの相談もあると伺っております。

参考2 「市が行う犯罪被害者等への支援メニュー」については、国から示された支援メニューリストなどを参考に関係課と検討を進めている状況でございます。資料には、当市において想定される支援メニューの一部を掲載しております。

資料2 「花巻市犯罪被害者等支援条例」は、実際の条例文となります。

犯罪の被害に遭ってしまった方々に対して、市としてどのような支援ができるのか、検討を進めていきたいと思っております。また、本日頂戴する議員の皆様のご意見については、参考にさせていただきたいと考えておりますし、今回の条例につきましては、3月議会に議案として上程したいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

(岩間総合政策部長)

説明が終わりました。内容について質問等ございましたら挙手のうえ、発言をお願いいたします。

櫻井 肇議員。

(櫻井 肇議員)

第7条経済的負担の軽減をはじめとして、県内自治体で支援の内容は横並びにしたほうが良いと考えますが、どう考えているか伺います。

(岩間総合政策部長)

重茂市民生活部長。

(重茂市民生活部長)

お答えいたします。おっしゃるとおり、自治体間で支援の格差が生じないように、支援内容を検討しております。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか。

照井 明子議員。

(照井 明子議員)

先ほどの説明だと、要綱はこれから検討するということですが、条例は3月議会に上程したいというお話でした。3月議会までに要綱は定まらないということでしょうか。

(岩間総合政策部長)

重茂市民生活部長。

(重茂市民生活部長)

お答えいたします。現在まで市の内部の関係課より聞き取りを行い、第8条から第14条について関係課と支援可能な制度を整理している。相談窓口の設置や見舞金の支給の内容も含めた要綱を、早めに定めたいと考えてございます。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか。

似内 一弘議員。

(似内 一弘議員)

第7条の経済的負担の軽減については見舞金のことだと思いますが、令和8年度当初予算に計上しているのか伺います。

(岩間総合政策部長)

重茂市民生活部長。

(重茂市民生活部長)

お答えいたします。遺族見舞金30万円、重症病見舞金10万円、計40万円1件分を令和8年度当初予算（骨格予算）に計上しています。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか。

及川 恒雄議員。

(及川 恒雄議員)

第1条目的について、「犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。」と記載していますが、計画的に進めていく必要性はあるかお伺いします。

(岩間総合政策部長)

重茂市民生活部長。

(重茂市民生活部長)

お答えいたします。計画策定に関するご質問であると捉えております。計画の策定については、全国の条例制定市町村において統一してものではありません。

市の条例は国の基本法に沿って、市が実施可能な支援を明記しておりまして、計画策定を義務づける条文は明記しておりませんが、先行する他自治体の計画策定状況を継続して把握するほか、市で支援を進めていく中で、必要に応じて計画策定の必要性を検討していきたいと考えております。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか。

菅原 ゆかり議員。

(菅原 ゆかり議員)

令和5年にこの条例の件につきましては、当事者からの意見をいただきまして質問させていただきまして、約3年経ちました。今回、この条例における「犯罪被害者等」に花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例の方々も明記していただき感謝いたします。その中で市が行う支援メニューの例の中に、「専門家による無料法律相談」というものがございますが、弁護士相談会は何回まで無料で利用できるものかお伺いします。

(岩間総合政策部長)

重茂市民生活部長。

（重茂市民生活部長）

回数につきましては、同案件に対し1回限りと考えております。

（岩間総合政策部長）

菅原 ゆかり議員。

（菅原 ゆかり議員）

全国的な事例を見ますと、例えば3回まで無料としているところもあるようです。そういった形で複数回に増やすこと考えていないか伺います。

（岩間総合政策部長）

重茂市民生活部長。

（重茂市民生活部長）

お答えいたします。この場で回数を増やすことについて明言することはできませんが、今あったような意見を参考にさせていただきまして、まず弁護士については法律の専門的な相談をされると思いますが、この条例を制定しているほかの自治体も同じですが、総合的対応窓口をまず設置してくださいと、その総合的対応窓口では、一般事務の職員だけで対応するのではなく、相談対応の知識や経験を有した職員を活用して相談にあたっていきたいと考えており、生活の相談や経済的な相談などを受けたうえで、必要に応じて法律の専門的な相談につなぐこととなります。

弁護士無料法律相談の回数につきましては、同案件に対し1回を想定しておりますが、今後、犯罪被害者等からの相談を受ける弁護士からもご意見をいただきながら、回数を増やす必要性について検討していかなければならないと考えております。

（岩間総合政策部長）

菅原 ゆかり議員。

（菅原 ゆかり議員）

わかりました。よろしくお願いします。

また、この犯罪被害者等支援条例の策定に際しまして、ご尽力いただきました市民生活総合相談センター長が先日お亡くなりになられたということで、とても残念なところではありますけれども、本年4月1日に施行できるように、3月定例会でも意見を述べながら協力していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（岩間総合政策部長）

その他ございますでしょうか。

鹿討 康弘議員。

(鹿討 康弘議員)

条例の第2条定義の第1項第3号に市民等とあるが、あくまでも事件や犯罪が行われた区域内が対象ということか伺います。

(岩間総合政策部長)

重茂市民生活部長。

(重茂市民生活部長)

様々なケースが想定されます。条例の中の「市民等」の定義は、住民票がある方に加えて、通勤・通学している方も含むことになります。

「犯罪被害者等」は、花巻市民が花巻市外で犯罪の被害に遭った場合も、対象になります。

(岩間総合政策部長)

鹿討 康弘議員。

(鹿討 康弘議員)

第5条市民等及び事業者の役割において、「事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続等のために必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の犯罪被害者等の勤務環境についての十分な配慮をするとともに、必要な支援を可能な範囲で行うよう努めるものとする。」とありますが、有給休暇などのほかに犯罪被害者等への特別な休暇を制定するという意味でしょうか。

(岩間総合政策部長)

重茂市民生活部長。

(重茂市民生活部長)

第4条は「市の責務」としてありますが、第5条は「市民等及び事業者の役割」とすることであえてレベルを変えております。これを事業者に対して、責務とすると、特別な制度を事業者が作らなければならないということになるということがございます。そういった事業者に責任を預けてしまうようなことは想定しておりません。協力をさせていただくという考え方で条例を策定しております。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか。

ないようでございますので項目の3についても終了をさせていただきます。